

指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定介護療養型医療施設の設備の基準)

第2条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）の設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 入院患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接するもの 内法による測定で、幅を1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 機能訓練室 次に掲げる基準
  - ア 内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有すること。
  - イ 必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 談話室 入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (4) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (5) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

第3条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）の設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 入院患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接するもの 内法による測定で、幅を1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 機能訓練室 次に掲げる基準
  - ア 機能訓練を行うために十分な広さを有すること。
  - イ 必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 談話室 入院患者がその家族又は他の入院患者との談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (4) 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (5) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

第4条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟（条例第3条第3項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院に限る。）の設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 入院患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接するもの 内法による測定で、幅を1.8メートル（両側に居室がある廊下の幅にあつては、2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル））以上とすること。
- (2) 生活機能回復訓練室 次に掲げる基準
  - ア 60平方メートル以上の床面積を有すること。
  - イ 専用の器械及び器具を備えること。
- (3) デイルーム及び面会室 その面積の合計が、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積であること。
- (4) 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。ただ

し、前号に規定するデイルームを食堂として使用することができる。

(5) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できるだけ広いものであること。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

(入院患者に負担させることが適当と認められる費用)

第6条 条例第14条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 居住に要する費用（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定に基づき当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理容又は美容に係る費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービス（条例第2条第2項に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第14条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(入浴又は清拭<sup>しき</sup>)

第7条 条例第20条第2項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の職務)

第8条 条例第26条の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

(1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（条例第12条第3項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。

(2) 入院患者の退所に際し、居宅サービス計画（条例第12条第5項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を確保すること。

(3) 条例第36条第2項の苦情の内容等を記録すること。

(4) 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第34条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(施設の運営についての重要事項)

第9条 条例第27条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(感染症の予防等のための措置)

第10条 条例第31条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

(記録の整備)

第11条 条例第40条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第13条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第36条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 省令第34条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)

第12条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廊下 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有すること。
  - イ 必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第13条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廊下 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 機能訓練を行うために十分な広さを有すること。
  - イ 必要な器械及び器具を備えること。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第14条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廊下 幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 生活機能回復訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 60平方メートル以上の床面積を有すること。
  - イ 専用の器械及び器具を備えること。
- (3) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できるだけ広いものであること。

(入院患者に負担させることが適当と認められる費用)

第15条 条例第46条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 居住に要する費用(旧介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わりユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理容又は美容に係る費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第46条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の運営についての重要事項)

第16条 条例第51条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) ユニット(条例第41条に規定するユニットをいう。以下同じ。)の数及びユニットごとの入院患者の定員
- (5) 入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(準用)

第17条 第5条、第8条、第10条及び第11条の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第3号及び第11条第5号中「第36条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第36条第2項」と、第8条第4号及び第11条第6号中「第34条第3項」とあるのは「第50条において準用する省令第34条第3項」と、同条第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同条第4号中「第23条」とあるのは「第54条において準用する条例第23条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であって平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令第3号)附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第2条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 3 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であって平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号)附則第4条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第3条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

- 4 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第4条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 5 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間、第2条第1号及び第13条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間、第4条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第2項から第4項までの規定の適用を受けるものを除く。）の幅については、第2条第1号及び第3条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とし、第4条第1号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 8 条例附則第20項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次のとおりとする。
  - （1） 施設の目的及び運営の方針
  - （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - （3） ユニット部分（条例附則第13項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。）の入院患者の定員及びユニット部分以外の部分の入院患者の定員
  - （4） ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
  - （5） ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
  - （6） ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護療養施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
  - （7） 施設の利用についての留意事項
  - （8） 非常災害対策
  - （9） 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 9 第5条、第8条、第10条及び第11条の規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設（条例附則第12項に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）について準用する。この場合において、第8条第3号及び第11条第5号中「第36条第2項」とあるのは「附則第23項において準用する条例第36条第2項」と、第8条第4号中「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第34条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第62条において準用する省令第34条第3項」と、第11条第2号中「第13条第2項」とあるのは「附則第23項において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同条第4号中「第23条」とあるのは「附則第23項において準用する条例第23条」と、同条第6号中「第34条第3項」とあるのは「第62条において準用する省令第34条第3項」と読み替えるものとする。